

「特掲診療料の施設基準等」 「第十二 手術」に基づく掲示

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる
手術の実施件数【実施期間 2023年1月1日～2023年12月31日】

■区分1		件数	
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	
イ	黄斑下手術等	0	
ウ	鼓室形成手術等	0	
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	
■区分2に分類される手術		件数	
ア	靭帯断裂形成手術等	0	
イ	水頭症手術等	0	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	0	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	0	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	4	
■区分3に分類される手術		件数	
ア	上顎骨形成術等	0	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
エ	母指化手術等	0	
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	0	
キ	同種死体腎移植術等	0	
■区分4に分類される手術		件数	
腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術		211	
■その他の区分に分類される手術		件数	
ア	人工関節置換術	0	
イ	乳児外科施設基準対象手術	0	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0	
オ	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	0
		不安狭心症に対するもの	0
		その他のもの	0
	経皮的冠動脈粥腫切除術		0
	経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	0
		不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの		0	

医療法人 一祐会

藤本病院